



平成27年8月12日

各 位

会 社 名 株式会社 エーワン精密  
代表者名 代表取締役社長 林 哲也  
(コード：6156、JASDAQ)  
問合せ先 代表取締役社長 林 哲也  
(TEL. 042-363-1039)

### 監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年8月12日開催の取締役会において監査等委員会設置会社へ移行することおよび「定款一部変更の件」を平成27年9月27日開催予定の当社第25期定時株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」において別途開示しております。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

経営の迅速な意思決定と業務執行の機動性を確保しつつコーポレートガバナンスの一層の強化を図るために、定時株主総会の承認を前提に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定しました。

定款変更の主な内容は以下のとおりです。

- ① 監査等委員会の新たな機関設定並びに監査役及び監査役会の廃止による規定の変更・削除。
- ② 取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる規定の新設。
- ③ 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定の新設。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分に変更箇所です。)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第4条～第15条 (省略)</p> <p><b>第 4 章 取締役及び取締役会</b></p> <p><u>(取締役会の設置)</u></p> <p>第16条 当社は、<u>取締役会を置く。</u></p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社に、<u>取締役 10 名以内を置く。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(新設)</p> <p>②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p><u>(機関)</u></p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第16条 (現行どおり)</p> <p><b>第 4 章 取締役及び取締役会</b></p> <p>(削除)</p> <p>(<u>取締役の員数</u>)</p> <p>第17条 当社の監査等委員である取締役以外の取締役 (<u>以下「監査等委員でない取締役」という。</u>) は、<u>10 名以内とする。</u></p> <p><u>②当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(<u>取締役の選任</u>)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p><u>②前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ (現行どおり)</p>

<p>(新設)</p>	<p><u>(取締役の解任)</u>  <u>第 19 条 取締役は、株主総会において解任する。</u>  <u>②監査等委員でない取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u>  <u>③監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p>
<p>(任期)  第 19 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>②補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p>	<p><u>(取締役の任期)</u>  第 20 条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)  第 20 条 取締役会は、<u>当会社を代表すべき取締役若干名を選定する。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)  第21条 取締役会は、<u>その決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p>

②取締役会は、取締役会長及び取締役社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第21条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

② 取締役会招集の通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

④ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(新設)

(新設)

② 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長及び取締役社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(削除)

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

② 前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

	<p>できる。</p> <p><u>②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を招集することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p><u>第 24 条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第 25 条 当社は、取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(取締役会規程)</u></p> <p><u>第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 22 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>	<p><u>(取締役の報酬等)</u></p> <p>第 27 条 （現行どおり）</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>②会社法第 361 条第 1 項各号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 23 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 （現行どおり）</p>

<p>の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>	
<p>（新設）</p>	<p><u>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（会社法第 2 条第 15 号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める金額の範囲内とする。</u></p>
<p><b>第 5 章 監査役及び監査役会</b></p>	<p>（削除）</p>
<p>（監査役）</p>	<p>（削除）</p>
<p><u>第 24 条 当社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p>	
<p>（員数）</p>	<p>（削除）</p>
<p><u>第 25 条 当社に、監査役 3 名以上を置く。</u></p>	
<p>（選任）</p>	<p>（削除）</p>
<p><u>第 26 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	
<p><u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p>（補欠監査役の選任）</p>	<p>（削除）</p>
<p><u>第 27 条 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p>	
<p><u>②前項の選任については、第 25 条第 2 項に定める規定を準用する。</u></p>	

<p><u>③第1項の定めにより予め選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p>	
<p><u>④第1項の定めにより予め選任された補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u></p>	
<p><u>(任期)</u> 第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第29条 監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集)</u> 第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p>	(削除)
<p><u>② 監査役全員の同意があるときは招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u> 第31条 監査役会の運営その他に関する事項については、法令及び定款に定めるほか監査役会で定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u> 第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同</p>	(削除)

<p><u>法第 423 条第 1 項に規定する監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額の範囲内とする。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p><u>（会計監査人）</u></p> <p><u>第 34 条 当社は、会計監査人を置く。</u></p> <p>（選任方法）</p> <p><u>第 35 条 省略</u></p> <p>（任期）</p> <p><u>第 36 条 省略</u></p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p><u>（監査等委員会の招集通知）</u></p> <p><u>第 29 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を招集することができる。</u></p> <p><u>（監査等委員会規程）</u></p> <p><u>第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>（削除）</p> <p>（会計監査人の選任）</p> <p><u>第 31 条（現行どおり）</u></p> <p>（会計監査人の任期）</p> <p><u>第 32 条（現行どおり）</u></p>
--	---



<p>(報酬等)</p> <p>第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第 38 条 (省略)</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第 39 条～第 43 条 (省略)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 33 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第 35 条～第 39 条 (現行どおり)</p>
---	---

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成 27 年 9 月 27 日 (日)
定款変更の効力発生日 (予定)	平成 27 年 9 月 27 日 (日)

以上